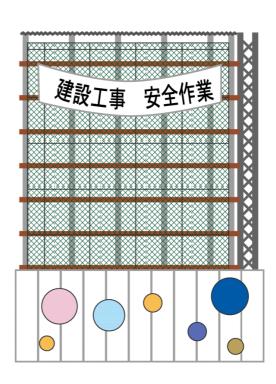
## ■正誤問題 (過去に出題された選択肢) 23 問

## 仮設工事に関する問題です。○×で回答して下さい。

- 1. 架設通路を設けるに当たって、勾配が35度であったので、階段とした。
- 2. 高さ 9m の登り桟橋において、踊り場を高さ 3m ごとに設けた。
- 3. 高さ 2.5m の位置にある作業床において、墜落の危険がある箇所の手摺については、作業床からの高さを 95cm とし、中桟を設けた。
- 4. 単管足場の建地の間隔を、けた行方向、はり間方向とも 1.6m とした。
- 5. 高さ 2m の位置に設ける作業床の幅を、40cm とした。
- 6. ベンチマークは、コンクリート杭を用いて移動しないように設置し、その周囲に養生を行った。
- 7. 単管足場の組立てに当たって、建地の脚部にベース金具を用い、土の上に直接建てた。
- 8. はしご道のはしごの上端は、床から 70cm 突出させた。
- 9. 高さ 2m の作業構台において、作業床の床材間の隙間を 3cm 以下となるようにした。
- 10. 仮設工事計画は、施工者が作成し、工事監理者の承認を受けて実施した。
- 11. 高さが8m以上の登り桟橋において、踊り場を高さ6mごとに設けた。
- 12. 鉄筋コンクリート造 2 階建の建築物の工事において、危害防止上必要があるので、地盤面から高さ 1.8m の仮囲いを設けた。
- 13. 足場における高さが 2.5m の場所に設けた作業床において、墜落の危険がある箇所には、高さ 70cm の手すりを設けた。
- 14. 単管足場の地上第一の布を、地盤面からの高さ 2m の位置に設けた。
- 15. 高さが 12m の枠組足場における壁つなぎの間隔を、垂直方向、水平方向とも8mとした。
- 16. 敷地境界線から 4m の距離にある外壁の修繕において、工事箇所の周囲を帆布で覆った。

- 17. 軒の高さが 9m を超える木造 3 階建住宅の工事現場の周囲には、危害防止のために、地盤面からの高さ 1.8m の仮囲いを設けた。
- 18. 単管足場の壁つなぎの間隔を、垂直方向、水平方向とも 5.5m とした。
- 19. 仮設工事計画は、施工者が作成し、工事監理者の承諾を受けて実施した。
- 20. 鋼管足場の組立てに当たって、建地の脚部にベース金具を用い、地盤上に直接建てた。
- 21. 鉄骨造2階建の建築物の工事において、既存の1.8mの板塀を、工事用の仮囲いとして利用した。
- 22. ベンチマークは、コンクリート抗を用いて移動しないように設置し、その周囲に養生を行った。
- 23. 大規模の修繕工事の施工者が、現場表示板を工事現場で公衆の見やすい場所に掲げた。

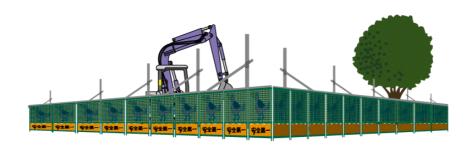


## ■正誤問題 解答編

- 1. 架設通路を設けるに当たって、勾配が35度であったので、階段とした。
- 1. 架設通路の勾配は 30 度以下とし、30 度を超える場合は階段を設ける。
- 2. 高さ 9m の登り桟橋において、踊り場を高さ 3m ごとに設けた。
- **2**. O
- 3. 高さ 2.5m の位置にある作業床において、墜落の危険がある箇所の手摺については、作業床からの高さを 95cm とし、中桟を設けた。
- **3**. O
- 4. 単管足場の建地の間隔を、けた行方向、はり間方向とも 1.6m とした。
- 4. × 単管足場の建地の間隔は、けた行方向を 1.85m 以下、はり間方向は 1.5m 以下とします。
- 5. 高さ 2m の位置に設ける作業床の幅を、40cm とした。
- **5**. O
- 6. ベンチマークは、コンクリート杭を用いて移動しないように設置し、その周囲に養生を行った。
- **6**. O
- 7. 単管足場の組立てに当たって、建地の脚部にベース金具を用い、土の上に直接建てた。
- 7. × 鋼管足場 (単管足場、枠組足場) の組立てに当たっては、足場の脚部は、滑動または沈下を防止するため、ベース金具を用い、かつ、敷板、敷角等を用いなければなりません。
- 8. はしご道のはしごの上端は、床から 70cm 突出させた。
- **8**. O
- 9. 高さ 2m の作業構台において、作業床の床材間の隙間を 3cm 以下となるようにした。
- 9. 0



- 10. 仮設工事計画は、施工者が作成し、工事監理者の承認を受けて実施した。
- **10**. O
- 11. 高さが8m以上の登り桟橋において、踊り場を高さ6mごとに設けた。
- 11. 高さ 8m 以上の登り桟橋には、7m 以内ごとに踊り場を設けます。
- 12. 鉄筋コンクリート造 2 階建の建築物の工事において、危害防止上必要があるので、地盤面から高さ 1.8m の仮囲いを設けた。
- **12**. O
- 13. 足場における高さが 2.5m の場所に設けた作業床において、墜落の危険がある箇所には、高さ 70cm の手すりを設けた。
- 13. × 手すりの高さは 75cm 以上です。
- 14. 単管足場の地上第一の布を、地盤面からの高さ 2m の位置に設けた。
- **14**. O
- 15. 高さが 12m の枠組足場における壁つなぎの間隔を、垂直方向、水平方向とも8mとした。
- 15. 高さが 5m 以上の枠組足場の壁つなぎの間隔は、垂直方向 9m 以下、水平方向 8m 以下とします。
- 16. 敷地境界線から 4m の距離にある外壁の修繕において、工事箇所の周囲を帆布で覆った。
- 16. 建築のための工事部分が、境界線からの水平距離が 5m 以内で、かつ。 地盤面からの高さが 7m 以上にあるとき、その他、工事現場の周辺に危害を及ぼすおそれのあるときは、工事箇所の周囲を帆布で覆う等の処置を講じなければなりません。
- 17. 軒の高さが 9m を超える木造 3 階建住宅の工事現場の周囲には、危害防止のために、地盤面からの高さ 1.8m の仮囲いを設けた。
- 17. 木造の建築物で高さが 13m 若しくは軒の高さが 9m を超えるもの又は木造以外の建築物で 2 以上の階数 を有するものについて建築工事等を行う場合は、現場の周囲に地盤面からの高さが 1.8m 以上の仮囲いを設けなければなりません。



- 18. 単管足場の壁つなぎの間隔を、垂直方向、水平方向とも 5.5m とした。
- 18. × 単管足場の壁つなぎの間隔は、垂直方向 5m 以下、水平方向 5.5m 以下とします。
- 19. 仮設工事計画は、施工者が作成し、工事監理者の承諾を受けて実施した。
- **19**. O
- 20. 鋼管足場の組立てに当たって、建地の脚部にベース金具を用い、地盤上に直接建てた。
- 20. × 鋼管足場の建地の脚部には、ベース金具を用い、かつ、沈下を防止するために敷板等の上に設置しなければなりません。
- 21. 鉄骨造2階建の建築物の工事において、既存の1.8mの板塀を、工事用の仮囲いとして利用した。
- **21**. O
- 22. ベンチマークは、コンクリート抗を用いて移動しないように設置し、その周囲に養生を行った。
- **22**. O
- 23. 大規模の修繕工事の施工者が、現場表示板を工事現場で公衆の見やすい場所に掲げた。
- **23**. O

